

八重の棚田地区景観計画

施行日:平成25年10月1日



鹿児島市 建設局 都市計画部 都市景観課

目 次

CONTENTS



序章 景観形成の考え方	P2～5
第1節 八重の棚田地区景観計画の位置づけ		
第2節 景観形成の考え方		
1 八重の棚田地区の概要		
2 八重の棚田地区の景観特性		
3 八重の棚田地区景観計画策定の基本的な考え方		
第1章 景観計画の区域	P6
第2章 良好な景観の形成に関する方針	P7～9
第1節 景観形成の目標		
第2節 景観形成の基本方針		
第3節 眺望地点の設置		
1 眺望地点の位置と概要		
2 眺望地点における景観形成の考え方		
第3章 良好な景観形成のための行為の制限	P10～12 (届出対象行為、景観形成基準)
第1節 建築物の建築等、工作物の建設等		
第2節 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更		
第3節 屋外での土石等の堆積		
第4節 木竹の伐採、植栽		
第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	P13
第5章 屋外広告物の制限	P14
第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項、 占用許可等の基準	P15～17
第7章 景観農業振興地域整備計画策定に関する 基本的な事項	P18

序章

景観形成の考え方

第1節 八重の棚田地区景観計画の位置づけ

八重の棚田地区景観計画は、平成20年6月に施行した鹿児島市景観計画を上位計画としながら、八重の棚田地区の美しい田園景観の保全と更なる良好な景観の形成に向けた目標や方向性、ルール等について定めたものです。

本計画は景観法第8条に規定する景観計画であり、平成25年10月1日に施行し、八重の棚田地区においては本計画に基づき良好な景観づくりを進めていきます。

なお、本計画に定める区域は、鹿児島市景観条例第6条第1項に規定する景観形成重点地区とし、同条第2項の規定に基づき、鹿児島市景観計画の区域から除きます。

第2節 景観形成の考え方

1 八重の棚田地区の概要

八重の棚田地区は、市の北西部、八重山（標高676.8m）の裾野の標高約400mに位置し、先人の知恵と努力により築かれ、代々大切に受け継がれてきた昔ながらの美しい石積みの棚田が、約240枚、12.4haにわたって山腹の急傾斜地に広がる地域です。

近景には緑豊かな八重山山地に囲まれた石積みの棚田、遠景には市街地や桜島と錦江湾が望め、桜や菜の花、レンゲ、スイセンなどの色とりどりの花々が咲きほこる情景、田植え前の水が張られた情景、稻が生育した緑の草原の情景、稻穂が実り一面黄金色になった情景、稻刈り後の煙たなびく情景、積雪の白と石積みの黒が織り成す情景など、四季折々で様々な表情を持ち、自然豊かで奥行きと広がりのある魅力的な田園景観が形成されています。

また、棚田の背景となる八重山から絶え間なく湧き出す「穢（ゆたか）の水」は、周辺に広がる石積みの棚田を潤すとともに、市の中心部を横断して錦江湾に注ぐ甲突川の源となっており、広く市民に親しまれ、環境省の「平成の名水百選」にも選ばれました。

近年では、都市部住民を中心に農村地域の自然の中で「ゆとり」「やすらぎ」「いやし」を求めるグリーンツーリズムが注目されており、八重の棚田地区の美しい農村景観は、本市の都市部住民が自然と触れ合う非日常的な憩いの場として愛され、また、九州新幹線全線開業により交流人口の増加が期待される本市の新たな観光資源のひとつとしても期待されます。

一方で、全国各地の農村地域と同様に、人口の減少、農業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などが、八重の棚田地区でも課題となっています。

これらの課題に対応するため、平成14年に「八重地区棚田保全委員会」が設立され、地域住民が一体となって、棚田オーナー制度や農業体験イベント、棚田の保全、スイセンロード整備など、集落の活性化と良好な景観の保全に向けて取り組まれています。



2 八重の棚田地区の景観特性

(1) 景観の主な特徴・魅力

八重の棚田地区の景観の特徴として、次のようなことが挙げられます。これらの景観の要素が組み合わさり、調和して、自然豊かで奥行きと広がりのある魅力的な景観を創り出しています。また、見る場所や角度、季節によって様々に表情を変え、回遊しながら良好な景観を楽しむことができるのも、本地区の大きな魅力となっています。

■昔ながらの石積みの棚田が生み出す季節ごとに変化する田園景観

大小様々な自然石を丁寧に積み上げた棚田の石積みは、古くから受け継がれた貴重な財産であり、高低差のある地形により、この地区ならではの壮観な景色を生み出しています。また、棚田での耕作が季節による色とりどりの田園景観をもたらしています。

■棚田の周辺を取り巻く八重山山地の自然景観

緑豊かな八重山山地は、棚田景観の背景として、その魅力を更に高めています。また、八重山のもたらす豊かな水系は、この地区的農業を支えるとともに、甲突川の源流として市街地に住む市民生活も支えています。

■棚田から臨む桜島や市街地の眺望

好天時には、棚田のかなたに鹿児島市街地、更には噴煙たなびく桜島と錦江湾を遠く臨むことができます。

八重の棚田地区の景観は、先祖代々受け継いできた住民の愛着と誇りに満ちた資産であるとともに、鹿児島市民共有の貴重な財産でもあります。将来にわたってその恵沢を受けられるように、この美しい景観を、みんなで守り、創り、育てていく必要があります。

(2) 景観の主な課題

八重の棚田地区における景観上の課題として、次のようなことが挙げられます。

■遊休農地、耕作放棄地

棚田景観を良好に維持するためには、農地を適切に維持管理しながら、農耕地を継続していく必要があります。現在も棚田の一部に遊休農地や耕作放棄地が見られますが、高齢化や後継者不足によって、今後、荒廃する恐れや、更に増えてしまうことなども考えられます。

■眺望を阻害する電線・電柱等

電線、電柱等の工作物の一部には、棚田の眺望を遮るように配置しているものがあり、地区を回遊して棚田景観を楽しむ上での阻害要因となっています。

■棚田景観と調和しないコンクリート擁壁、コンクリート護岸等の構造物

間接ブロック擁壁などのコンクリート構造物は、棚田の石積みや自然環境に調和せず、特に塗ってからの時間経過が短いモルタルは、白く浮き出て見えます。

電柱や擁壁などは、住民が安全で快適な生活を送る上で欠かせないものですが、今後必要な整備等を行う際に、配置や意匠などに配慮することで、景観阻害要因の解消を図っていくことが重要です。

遊休農地や後継者不足等の課題は、全国共通の課題でもあり、各種農政施策も活用しながら解決を図っていくとともに、場合によっては、新たな対応を検討することも必要です。



第1回景観写真コンテスト入賞作品「石垣のある八重の棚田」



市民フォト鹿児島No126あなたのフォトサロン人物部門入選「稲刈り体験風景」



第3回景観写真コンテスト入賞作品「八重の棚田」



雪景色の棚田



甲突池



スイセンロード

3 八重の棚田地区景観計画策定の基本的な考え方

(1) 策定にあたっての視点

前項までの八重の棚田地区の景観特性等を踏まえ、景観計画策定にあたって、次の4つの視点を設定します。

① 棚田の石積みの保全と活用

棚田の石積みは、八重の棚田地区の景観を大きく特徴づける最も重要なシンボルです。そこで、現存する石積みを可能な限り保全し、良好に維持管理するとともに、地域の景観づくりに生かすため、棚田の眺望を阻害、分断しない建築物等の高さや配置を求めるほか、擁壁等の築造、開発行為等においても石積みとの調和を求め、更に魅力的な景観へと育てていきます。

② 棚田から望む桜島や市街地の眺望の確保

活火山“桜島”は本市を代表する景観資源であり、その眺望は、鹿児島らしさを醸成する大きな要素です。そこで、桜島の眺望を阻害、分断しない建築物等の高さや配置を求めるほか、遠景の桜島と市街地の眺望や近景の棚田が織りなす奥行きと広がりのある景観を守ります。

③ 農地や自然環境と調和した美しい田園景観形成の誘導

棚田を取り巻く緑豊かな八重山山地は、景観の大きな魅力のひとつであるとともに、甲突川の源を形成し、市民全体にとって重要な自然環境です。また、たとえ棚田の石積みや自然が美しくても、その周辺の構造物や集落の家並みが景観を阻害し、雑然とした印象を与えるような状態であれば、魅力ある空間とはなりません。そこで、市民が一体となって美しい緑と水の自然環境を保全するとともに、周辺の自然環境や農地と調和するよう建築物等の形態・意匠を工夫するなど、景観への配慮を求め、美しい田園景観の形成を誘導します。

④ 都市と農村の交流の活性化等による農地保全体制の強化

魅力ある農山村景観の形成には、地域に人々が定住し、農地や周辺の自然環境を適切に保全・利用していくことが不可欠です。そこで、農業体験イベントや景観の向上、魅力発信等によって都市との交流の活性化を図り、地域社会を維持することで、農地等を適切に保全する体制を強化します。

(2) 策定方針

前項の視点を踏まえ、景観計画策定の基本的な考え方を次のとおりとします。

鹿児島市景観計画に定める自然緑地ゾーンの届出対象行為・景観形成基準を基本に、八重の棚田地区の景観特性を考慮した次の基準を取り入れ、良好な景観の保全と誘導を進めていきます。

【建築物・工作物】

- ・眺望地点の設定と、眺望地点からの棚田景観を阻害しない建築物等の高さの基準
- ・自然環境と棚田景観に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩及び外構の基準
- ・自然環境と調和する工作物の色彩基準

【開発行為等】

- ・石積みの棚田景観及び自然景観と調和した法面整備等の基準
- ・棚田景観の背景となる里山の保全を目的とした伐採等の基準

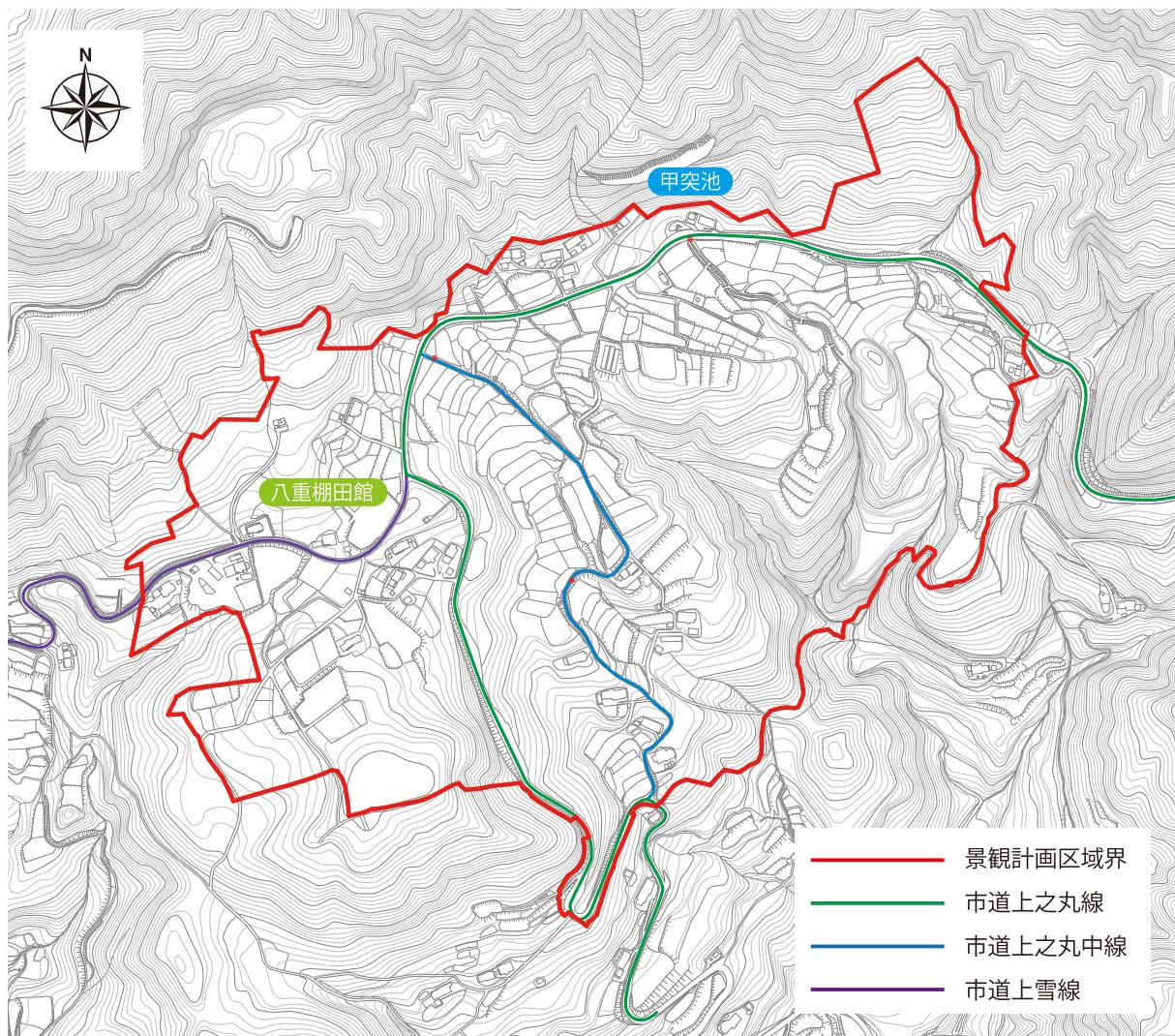
第1章

景観計画の区域

【景観計画区域の設定に関する考え方】

景観の骨格をなす棚田等の農地や、八重地区棚田保全委員会が農業体験イベントに使用する農地を核として、これらの農地を取り巻く山林や住宅地までを景観計画区域に指定することで、棚田景観の保全と良好な景観形成を誘導します。

【景観計画区域】



※景観計画区域界線は、地籍図の筆界に基づく。

第2章

良好な景観の形成に関する方針

第1節 景観形成の目標

上位計画である鹿児島市景観計画において定めた八重の棚田地区の景観形成方針を踏襲し、本計画の景観形成の目標を次のとおり定めます。

**山並みの豊かな緑に囲まれた棚田と市街地・桜島への眺望を一体として
保全する景観づくりを進めます。**

第2節 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえ、次のとおり景観形成の基本方針を定めます。

① 棚田の石積みの保全と活用

八重の棚田地区の景観を特徴づけている棚田の石積みを、可能な限り保全し、良好に維持管理するとともに、地域の景観づくりに活用します。

② 棚田を取り巻く自然環境の保全

棚田の背景となる緑地、農業や市民生活の根幹となる水系など、棚田を取り巻く八重山の豊かな自然環境を保全します。

③ 眺望を守り、田園景観と調和する景観形成の誘導

建築等の行為において、高さや配置の工夫、自然環境にふさわしい形態・意匠、色彩等のルールを定め、棚田や桜島・市街地への眺望を守り、田園景観と調和する景観形成を誘導します。

④ 美しい田園景観を保全するための農地、用排水路、農道、畦畔、有害鳥獣防止柵等の維持管理

美しい田園景観を保全するために、農地、用排水路、農道、畦畔、有害鳥獣防止柵等を良好に維持管理するとともに、その配置や素材、色彩等について景観に配慮します。

⑤ 棚田の保全・活用などによる耕作放棄地の発生防止

棚田における耕作を可能な限り維持し、景観の阻害要因となる耕作放棄地の発生防止に努めます。

⑥ 都市と農村の交流の活性化等による農地保全体制の強化

農作業体験イベント、良好な景観や魅力の発信等によって、都市との交流の活性化を図り、地域社会を維持することで、農地等を適切に保全する体制を強化します。

これらの基本方針を踏まえ、景観法及び本景観計画等に基づく建築等の届出制度のほか、景観重要建造物や民間建築物等の修景に関する助成制度等によって良好な景観形成を誘導するとともに、グリーンツーリズム関連施策や各種農業施策も活用しながら、八重地区棚田保全委員会をはじめとする市民、事業者、行政が一体となって八重の棚田地区の景観づくりに取り組んでいきます。

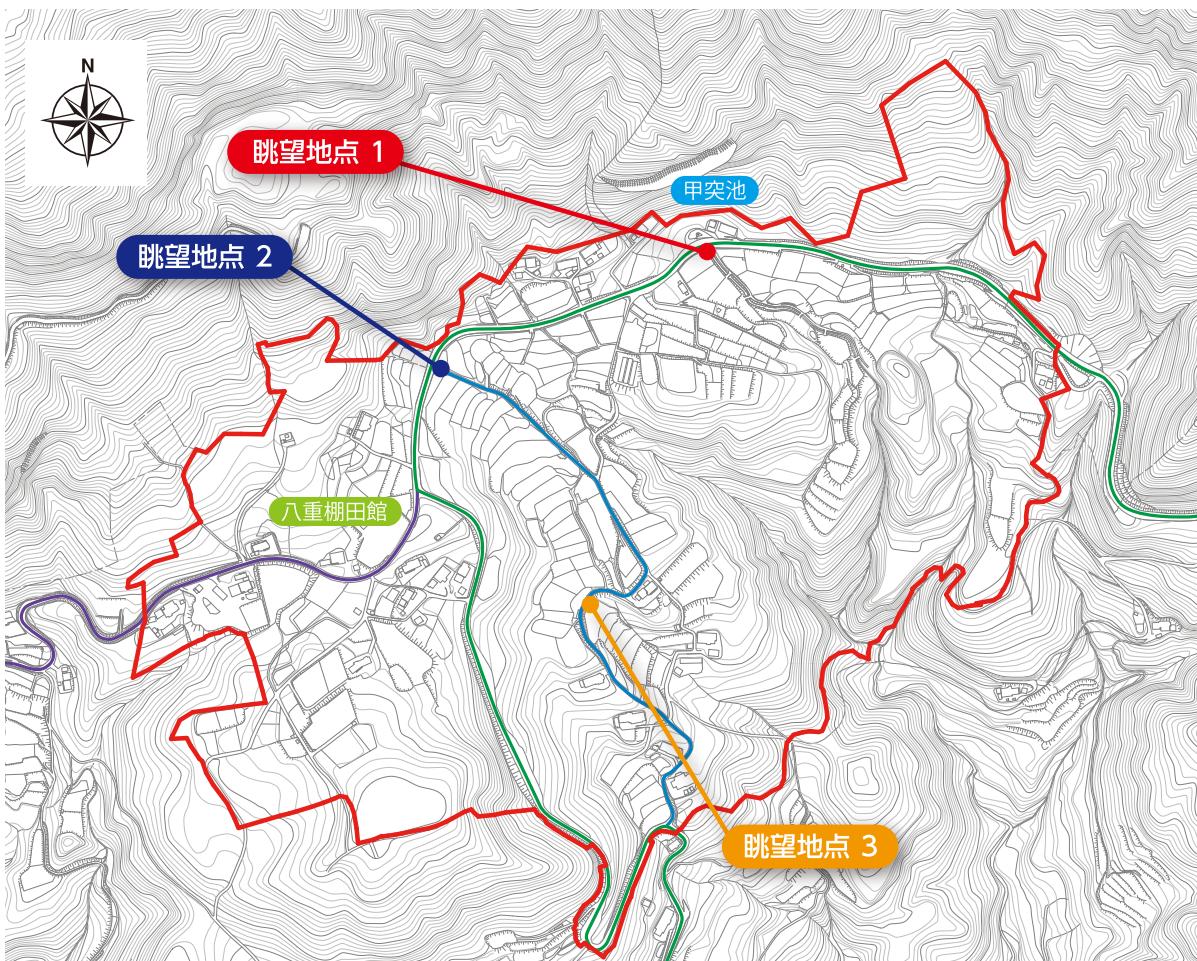
第3節 眺望地点の設置

八重の棚田地区では、近景には美しい棚田、遠景には桜島や市街地が望め、その景観は見る場所や角度、季節によって豊かに変化します。この奥行きと広がりのある景観を回遊する中で楽しめることは、地域住民だけではなく、グリーンツーリズム等によって訪れた市民や観光客にとっても、大きな魅力のひとつとなっています。

そこで、八重の棚田地区を回遊する中でも、特にすばらしい景観を望める場所を「眺望地点」と定め、この眺望地点からの棚田や桜島の眺望を確保することで、八重の棚田地区の景観を保全します。

1 眺望地点の位置と概要

次の3つの地点を眺望地点とします。



「観点場」との違い

「観点場」とは、鹿児島市景観条例第2条第3号に規定する「①遠景を眺望することができ②眺望の良さが広く市民等に認知され③眺望の良さを確保するための維持管理が継続して行われることが見込まれる」場所です。

今後「眺望地点」からの眺望の良さが広く市民に認知されるなど、必要になった場合は、景観条例の規定に基づき「眺望地点」を「観点場」に変更することを検討します。

◇眺望地点1 甲突池前

甲突池は、八重山中腹に位置し、絶え間なく湧き出す水は周辺に広がる石積みの棚田を潤すとともに、本市の代表河川である甲突川の源とされています。また、地域の自治会、商工会が、豊かな水と自然の恵みに感謝する「甲突池まつり」を開催するなど、地域に親しまれている場所であるとともに、近くには八重山遊歩道の入口や休憩所があり、八重の棚田地区の代表的な観光スポットのひとつとなっています。

北緯31度43分52秒8767 東經130度27分21秒7826 標高401m



◇眺望地点2 上之丸線・上之丸中線交差点

市道上之丸線と市道上之丸中線は、八重の棚田地区の骨格景観を形成する道路であり、その交差点からは、地区の西側に位置する棚田のほとんどを見下ろすことができるとともに、好天時には、棚田周辺の緑地の先に、煙たなびく桜島や錦江湾、市街地を望めます。

北緯31度43分48秒4427 東經130度27分10秒7202 標高418m



◇眺望地点3 上之丸中線中間点付近

市道上之丸線との交差点から勾配のある市道上之丸中線を下りていくと、その中間点付近では、水路のせせらぎが音静かに聴こえてくる中で、見上げれば棚田の莊厳な石積みやその背景に広がる緑豊かな八重山山地、見下ろせば棚田の先に桜島や市街地を望めます。

北緯31度43分40秒2388 東經130度27分16秒7207 標高387m



2 眺望地点における景観形成の考え方

- ・棚田景観やその背景となる山林及び桜島の眺望を阻害しない建築物等の高さや配置の誘導
- ・棚田の背景となる緑地の保全

第3章

良好な景観形成のための行為の制限(届出対象行為、景観形成基準)

第1節 建築物の建築等、工作物の建設等

1 届出対象

地域の景観に与える影響の大きい建築物、工作物を対象に、その新築(新設)、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

ただし、届出を行う必要のない建築物や工作物の建築等の行為においても、本景観計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。また、景観形成基準の定めのない工作物についても、本景観計画の趣旨を踏まえ、景観に配慮した整備等に努めることとします。

(1) 届出対象建築物

次の①又は②に該当する建築物

- ①軒の高さが7mを超えるもの
- ②建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに規定するもの
 - ・特殊建築物(集会所・店舗等)で、その用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超えるもの
 - ・木造の建築物で3階以上の階数を有し、又は延べ面積が500m²、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
 - ・木造以外の建築物で2階以上の階数を有し、又は延べ面積が200m²を超えるもの

※①・②の建築物の増築、改築、外観の変更(修繕、模様替、色彩の変更)

次に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の床面積の合計が10m ² 以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1以下となるもの

(2) 届出対象工作物

次の①～⑫に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)で高さが1.5mを超えるもの

- ①煙突
- ②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ③広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤擁壁
- ⑥観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑦ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設
で原動機を使用するもの
- ⑨鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎等の用途に供する工作物で原動機を使用するもの
- ⑩アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設の用途に供する工作物
- ⑪自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑫汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物

※1.5mを超える①～⑫の工作物の増築、改築、外観の変更(修繕、模様替、色彩の変更)
次に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の鉛直投影面積又は水平投影面積の合計が10m ² 以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	鉛直投影面積又は水平投影面積の10分の1以下となるもの

2 景観形成基準

項 目	景 観 形 成 基 準
高 さ	・周辺の自然環境や田園景観と調和し、かつ棚田景観を阻害しない高さとなるように配慮する。 ・市が指定した眺望地点における高さ1.5mのポイントから見て、棚田の背景となる山林及び桜島の稜線を越えない高さとする。
形 態・意 匠	・周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠・素材とする。 ・建築物の屋根は、できる限り勾配屋根(切妻、寄棟、入母屋)とするよう努める。 ・屋外階段は、建築物本体と調和を図るよう工夫する。
壁 面	・通りに接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等によりゆとりのある空間の創出に努め、分節の度合いを工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようする。
屋外設備	・室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、自然素材のものや緑化により覆うなど、周辺の自然環境と調和するように配慮する。 ・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える部分に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。
色 彩 (建 築 物 の 壁 面、 屋 根、 屋 上)	・マンセル値により色相OR～5Yは彩度4以下、その他の色相は彩度2以下とする。ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ①アクセント色として着色される部分(各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1まで) ②表面に着色していない自然石、木材、土壁等の素材本来が持つ色彩 ③着色をしていないガラスの色彩(ただし、高彩度色として認識される着色をしていないガラスについては、本景観計画に定める色彩基準の考え方を十分踏まえて計画するものとする。) ④航空法その他の法令に基づき設置するもの ⑤市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの ・質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの ・植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの。
色 彩 (工 作 物)	・マンセル値によりすべての色相において彩度2以下かつ明度5以下とする。 (届出対象工作物のうち屋外広告物にあたるものは、屋外広告物条例の基準を適用する。) ただし、前述の建築物の色彩基準における例外規定は、工作物の色彩基準においても準用する。
外 構	・駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、形態・意匠・素材の工夫、周囲の緑化等により、周辺の自然環境と調和するよう配慮する。 ・道路など公共の場に接する場所に塀や柵を設ける場合は、植栽、自然素材のもの等を行い、周辺の自然環境や棚田の景観と調和するよう配慮する。 ・敷地内に現存する石積みについては、できる限りこれを保全し、活用を図る。
夜 間 の 特 定 照 明	・周辺住民の生活環境への影響を考慮した自然景観に配慮したものとする。 ・法令等に基づくものを除き、回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものは使用しない。

第2節 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更

1 届出対象 面積が1,000m²を超えるもの又は高さが5mを超える法面を生じるもの
ただし、届出を行う必要のない開発行為等においても本景観計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

2 景観形成基準

- ・大規模な木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とともに、現状の地形を最大限生かす工夫を行う。
- ・行為の範囲内に現存する石積みについては、やむを得ない場合を除き、保全し活用を図ることを基本とする。
- ・行為の間や行為の後に地肌の露出が、道路など公共の場からできる限り目立たないように採取、掘採位置及び方法(植栽等)を工夫する。
- ・法面は緑化又は石積み等により周辺の自然環境及び棚田景観との調和に配慮する。
- ・棚田景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。
- ・擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境との調和に配慮する。特に棚田に隣接する土地においては、棚田の石積と調和する素材の使用、表面処理の工夫等に努める。
- ・敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然環境をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。
- ・水面の埋め立て等により生じる護岸等は、素材、形態の工夫等により、周辺の自然環境との調和に配慮する。

第3節 屋外での土石等の堆積

1 届出対象 堆積期間が6ヶ月を超え、かつその面積が500m²又は高さが5mを超えるもの
ただし、届出を行う必要のない堆積等(農業利用を目的とするものを除く)においても本景観計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

2 景観形成基準

- ・堆積物は道路など公共の場から見えないように配慮するとともに、できる限り高さを抑える。
- ・そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない屏の設置等による修景を行う。
- ・整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

第4節 木竹の伐採、植栽

1 届出対象 面積が1,000m²を超えるもの
ただし、届出を行う必要のない伐採等においても本景観計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

2 景観形成基準

- ・道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合はこれに代わる植栽を行う。
- ・木竹の伐採は択伐を基本とし、大規模な伐採はできる限り避ける。伐採の位置は、市が指定した眺望地点からの眺望に配慮し当該地点からできる限り見えない場所とする。やむを得ず見える場合は、その範囲を必要最小限とする。
- ・伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮する。
- ・地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。

※択伐…伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下)の伐採(鹿児島市森林整備計画より)

第4章

景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

第1節 景観重要建造物

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する建造物（建築物及び工作物）を景観形成上重要な建造物として指定します。ただし、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則、指定対象外とします。

【指定基準】

- ① 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ② 歴史的、生活文化的、または建築的な価値が高いと認められること
- ③ 地域に親しまれ、愛されていること

棚田の石積みについては、今後、所有者等の同意が得られた場合は、景観重要建造物として指定し、市の支援制度等も活用しながら、その保全を図っていくこととします。



棚田の石積みと青田

第2節 景観重要樹木

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として指定します。ただし、市指定の保存樹・保存樹林、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則、指定対象外とします。

【指定基準】

- ① 樹形や樹高など美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、生活文化的な価値が高いと認められること
- ④ 地域に親しまれ、愛されていること

第5章

屋外広告物の制限

屋外広告物は、建築物等と並んで景観の重要な構成要素のひとつであり、本市では、平成8年の中核市移行と同時に鹿児島市屋外広告物条例を制定し、現在まで屋外広告物行政を展開しています。

なお、旧郡山町の区域に位置する八重の棚田地区は、平成16年10月の1市5町合併によって本市条例の対象地域となりました。

1 屋外広告物条例に基づく景観形成

本景観計画策定時点の鹿児島市屋外広告物条例において、八重の棚田地区は「第1種制限地域」に該当し、現行の規制の基準では、棚田の良好な景観や自然風致を損ねる屋外広告物が設置される可能性もあります。このことから、今後、屋外広告物についても、本景観計画と連携し、棚田景観や自然景観に配慮するよう規制誘導を進めていく必要があります。

2 屋外広告物行政の基本方針

(1) 棚田景観や自然景観に配慮した屋外広告物の規制誘導を進めるための許可基準等の設定

本景観計画の区域において、鹿児島市屋外広告物条例に基づき、棚田の眺望や自然景観に配慮した屋外広告物の許可基準等を導入し、積極的な規制誘導を進めています。

(2) 違反広告物への対応

基準に違反する広告物や、許可を得ていない広告物については、指導等による改善を促すとともに、市民や事業者と一体となって簡易除却等に取り組み、八重の棚田地区の良好な景観の保全に努めます。

第6章

景観重要公共施設の整備に関する事項、占用許可等の基準

1 景観重要公共施設の指定

(1) 景観重要公共施設の指定の考え方

河川や道路などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であるとともに、住民や事業者に対し、良好な景観のモデルを示す先導的な責務もあります。行政が景観に配慮した公共施設整備を行うことで、地区の景観を向上させるとともに、住民の景観に関する意識の高揚を図っていくことにつながります。

そこで、特定公共施設（景観法第8条第2項第4号口）のうち、本景観計画の区域内において景観の骨格となり、景観形成上重要な役割を果たす次のものについて、景観重要公共施設に指定し、良好な景観の形成に向けた整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めます。

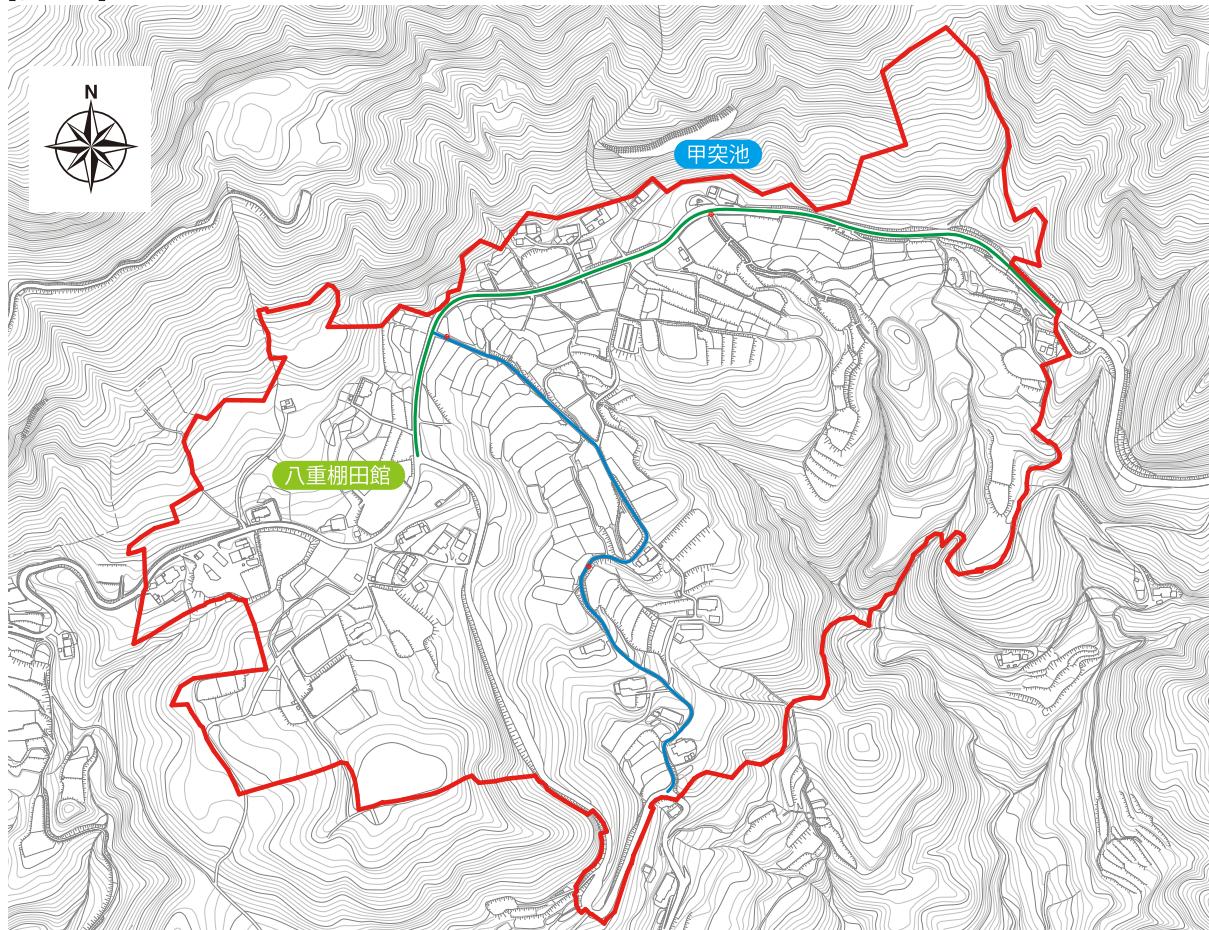
今後、指定された景観重要公共施設において必要な整備等を実施する場合には、これらの基準等を踏まえ、景観に配慮するものとします。

なお、指定されていない市道はもとより、甲突池などの特定公共施設以外の公共施設についても、本景観計画の趣旨を踏まえ、景観に配慮した整備等に努めることとします。

(2) 景観重要公共施設の名称・位置・範囲

種別	名称	位置・範囲	凡例	施設管理者
道路	市道上之丸線	郡山町5282-5先～郡山町5247-28先 ※区域内の区間の一部		鹿児島市
	市道上之丸中線	郡山町5265-5先～郡山町5247-22先		鹿児島市

【位置図】



2 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 道 路

① 概 要

ア 市道上之丸線(郡山町5282番地5先 から 郡山町5247番地28先までの区間)

市道上之丸線は、国道328号と八重の棚田地区を結ぶ主要な道路であり、沿道には甲突池や八重山公園、八重山遊歩道入口などが位置しています。特に本景観計画区域内の区間のうち、郡山町5282番地5先から郡山町5247番地28先までの区間は、北部に八重山、南部に棚田や桜島など、奥行きと広がりのある景観を望むことができます。

イ 市道上之丸中線(郡山町5265番地5先 から 郡山町5247番地22先までの全区間)

市道上之丸中線は、市道上之丸線のバイパスとして棚田の中央部に位置し、勾配やカーブが大きく狭隘な道路であることから、主に住民の生活や農業に使用され、車両等の交通量は少ない状況です。しかしながら、棚田景観の骨格として、また棚田景観を眺望する場として、本区域の景観形成上、重要な要素となっています。

② 整備に関する方針

- ・道路の構造や仕上げは、利用者の安全性と快適性に配慮したものとします。
- ・道路附属物の整備を行う場合は、棚田景観や自然環境との調和を図り、棚田と桜島の眺望を阻害しないよう配慮することとします。
- ・法面、擁壁の整備については、周辺の棚田景観や自然環境と調和した工法、素材の使用等に努めることとします。

③ 整備に関する基準

施 設	整 備 基 準	
	上之丸線	上之丸中線
舗 装		<ul style="list-style-type: none">・白色や高彩度の色彩を避け、自然環境や棚田景観との調和を図った仕上げとする。
防護柵	<ul style="list-style-type: none">・木質系の自然素材など、自然環境と調和した素材を使用する。	<ul style="list-style-type: none">・必要最小限の範囲内において設置するとともに、棚田景観や眺望に配慮した高さ・配置とする。・自然環境や棚田景観と調和し、シンプルで透過性の高い形態・意匠とする。・自然素材以外の素材を使用する場合は、光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。・表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系(R、YR、Y系の色相で彩度2以下、明度5以下)又はダークグレー(N2~4)の色彩を基調とする。・形態・意匠・素材・色彩について、良好な景観を形成する他の道路附属物等との融和を図り、連続性の確保に努める。

駒止 道路照明灯 道路標識等 道路反射鏡 地点標	<ul style="list-style-type: none"> 法令等の範囲内において必要最小限の大きさや高さとし、安全上やむを得ない場合を除き、道路上から見て棚田の眺望を分断しない配置とする。 法令に規定する部分を除き、光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。 表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（R、YR、Y系の色相で彩度2以下、明度5以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。 意匠、素材、色彩について、良好な景観を形成する他の道路附属物等との融和を図り、連続性の確保に努める。
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 棚田の石積みとの調和を図り野面石又は割石を乱積した石積み構造物とすることを基本とする。石積み構造物とすることが困難な場合においては、素材や構造等について周囲の景観との調和を図る配慮を行う。

3 景観重要公共施設における占用等の許可の基準

(1) 道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

景観重要公共施設として指定した道路における道路法第32条第1項又は第3項に規定する許可の基準について、良好な景観の形成を図るために、次のとおり定めます。

① 本基準の対象となる工作物等

道路法第32条第1項各号に規定する工作物、物件又は施設のうち、地表に現れ、かつ1年以上設置される見込みのもの

② 良好的な景観の形成のための占用の許可の基準

- 眺望地点から見て棚田景観を著しく阻害しない高さ、規模、配置とする。
- 周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠とする。
- 法令に規定する部分を除き、光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。
- 表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（R、YR、Y系の色相で彩度2以下、明度5以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。
- 可能な範囲内で良好的な景観を形成する他の道路附属物等との融和を図り、連続性の確保に努める。

道路法第32条第1項、道路法施行令第7条に規定する工作物、物件又は施設の主なもの

- 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
 - 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
 - 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- など

第7章

景観農業振興地域整備計画策定に関する基本的な事項

八重の棚田地区の良好な景観形成に向けては、本景観計画に基づく建築物等の景観誘導だけでなく、棚田景観と調和した農地、用排水路、農道、畦畔、有害鳥獣防止柵等の整備や維持管理、景観の阻害要因となる耕作放棄地への対策について、各種農業政策等も活用しながら、適切に役割分担し、棚田の良好な保全に向けて取り組んでいく必要があります。

また、農業の担い手の高齢化や後継者不足等の課題があることから、現在住民が一体となって取り組んでいる農業体験等の都市と農村の交流活動を促進しながら、地域活性化のための新たな対応の検討が必要となることも考えられます。

今後、住民との協議により、景観と調和した良好な営農活動を確保する上で必要となった場合は、八重の棚田地区景観計画の区域について、本景観計画と連携して、景観農業振興地域整備計画を策定することとし、その策定にあたっての基本的な事項を次のとおり定めます。

1 保全・創出すべき地域の景観の特色

- ・昔ながらの石積みの棚田が生み出す季節ごとに変化する田園景観
- ・棚田オーナー制度など地域ぐるみで棚田を守る取り組み

2 地域の範囲

八重の棚田地区景観計画の区域

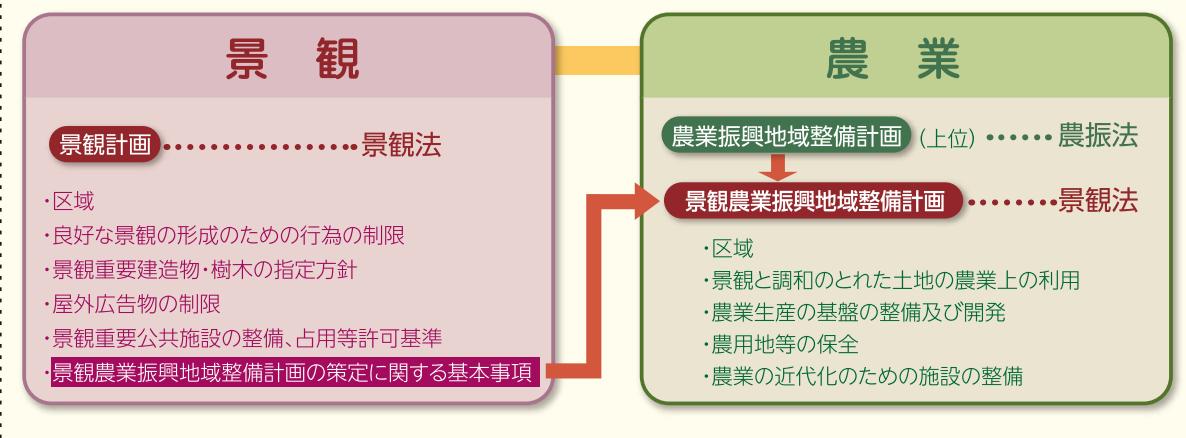
3 魅力ある景観を保全・創出するための方針等

景観と調和の取れた土地の農業上の利用に向けて、次の事項を基本方針とします。

- ・棚田の石積みの保全
- ・美しい田園景観を保全するための農地、用排水路、農道、畦畔、有害鳥獣防止柵等の整備、維持管理
- ・棚田の保全・活用などによる耕作放棄地の発生防止
- ・農業体験イベントなどによる都市と農村の交流の活性化

「景観農業振興地域整備計画」とは

農村景観は、営農が継続されることで初めて保たれます。そこで、景観法では、「景観と調和のとれた良好な営農条件を確保する」ことを目的として「景観農業振興地域整備計画」を策定できるようになっています。



鹿児島市建設局 都市計画部 都市景観課
〒892-8677
鹿児島市山下町11番1号
電話:099-216-1425
施行:平成25年10月1日
発行:平成26年3月

